

NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド

日本円コース（毎月分配型）／米ドルコース（毎月分配型）

分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 この度、「NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド」は2018年9月18日に決算を行い、分配金を見直し、以下のとおりいたしましたので、お知らせいたします。

各コースの分配金

	日本円コース（毎月分配型）	米ドルコース（毎月分配型）
当期決算 分配金	30円	60円
（前回決算 分配金）	（50円）	（100円）
基準価額（2018年9月18日）	7,999円	9,985円

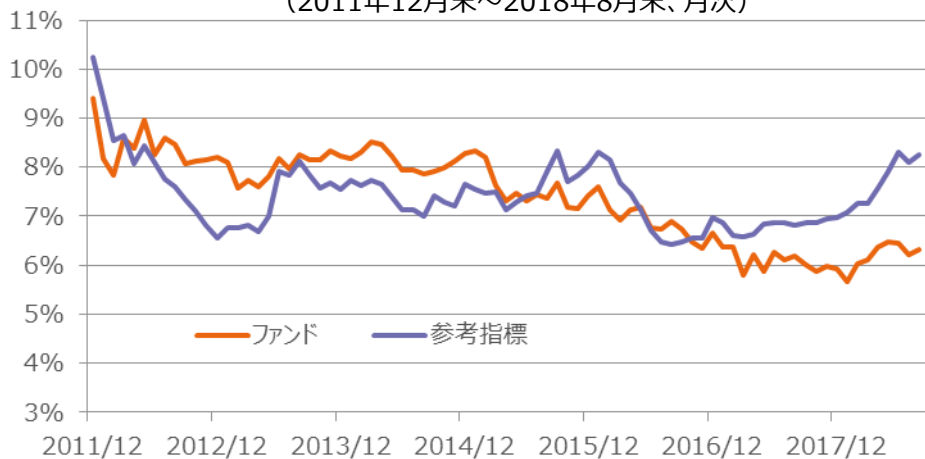
※上記は過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。
 運用状況等により、分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

1. 分配金を引き下げる理由

FRB（米連邦準備理事会）が利上げ政策に転じ今冬でおよそ3年になりますが、世界的には歴史的な低金利環境が継続する中、アジア・ハイ・イールド債券のポートフォリオから安定的に得られる利息収益（クーポン収入）から再投資を行う割合を増やすことが、長期的により効率的な運用を行うことに繋がります。長期的なファンド元本の成長と安定的な分配金のお支払を図るために、分配金水準の引下げを決定いたしました。

組入れ資産の直接利回り*とアジア・ハイ・イールド債券の最終利回りの推移

（2011年12月末～2018年8月末、月次）



※投資先ファンドの組入れ資産であるアジア・ハイ・イールド債券の直接利回り（加重平均）

出所：JPモルガン・マーケット、アジア・ハイ・イールド債券：JPモルガンAsia Credit Index-Corporate High Yield（米ドル建て）

※上記指数はベンチマークではありません。同指数はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・インクが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に属します。

上記のデータは作成時点のものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記の予測・見解等は作成時点のものであり、予告なしに変更されます。最終ページの本資料の留意事項を必ずご確認ください。

2. 運用状況について

日本円コースの9月18日時点の基準価額は7,999円となっております。設定来から支払われた分配金の累計は5,430円でしたので、課税前分配金再投資ベースでの基準価額は13,890円となりました。

また、米ドルコースの9月18日時点の基準価額は9,985円となっております。設定来から支払われた分配金の累計は7,460円で、課税前分配金再投資ベースでの基準価額は18,489円となっております。

両コースとも、分配金再投資基準価額が概ね堅調に推移している中、基準価額が低迷しているのは、毎月の分配金額がファンドのポートフォリオからの金利収入に対して過大であることが原因のひとつと考えられます。

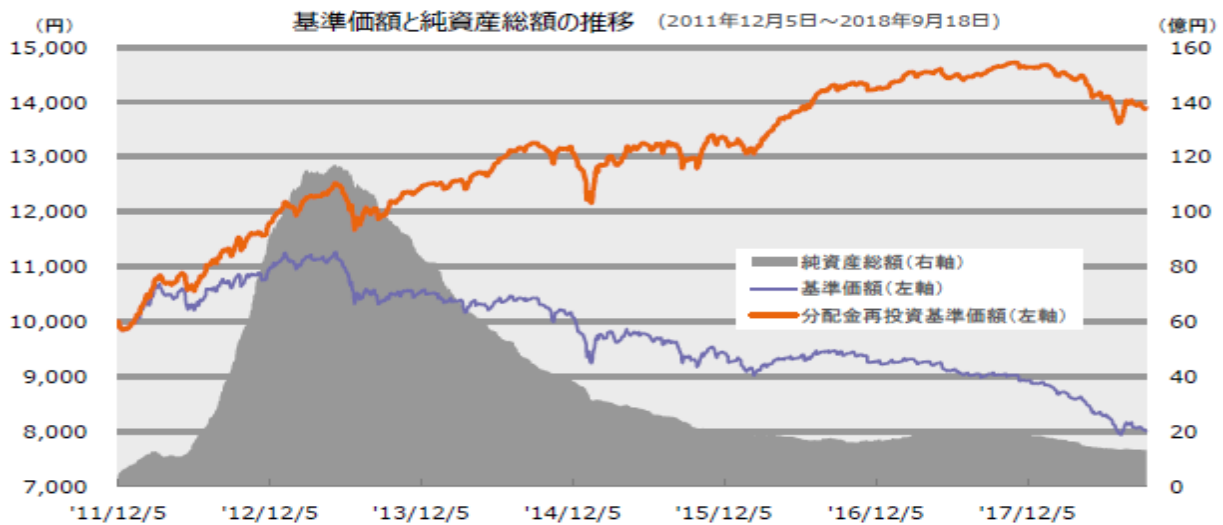
日本円コース基準価額等 (2018年9月18日現在)

基準価額 (1万口あたり)	7,999円
純資産総額	13.0億円
設定来累計分配金	5,430円

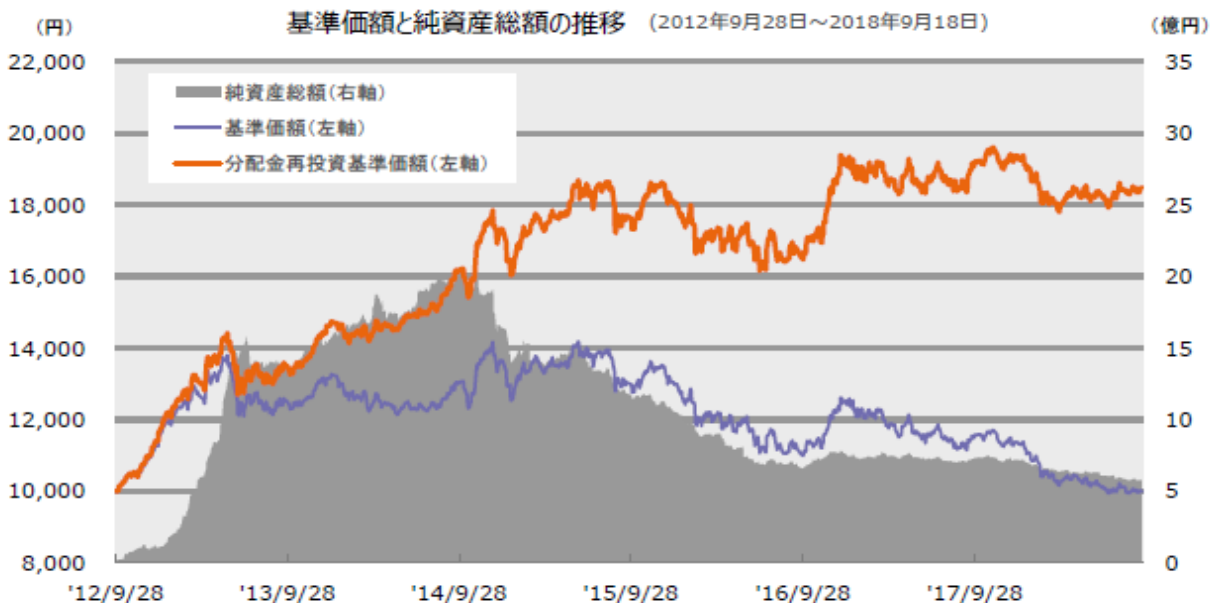
米ドルコース基準価額等 (2018年9月18日現在)

基準価額 (1万口あたり)	9,985円
純資産総額	5.7億円
設定来累計分配金	7,460円

日本円コース



米ドルコース



※基準価額は運用管理費用（後述の「運用管理費用（信託報酬）」参照）等控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、お客様の損益の状況を示すものではありません。分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。

上記のデータは作成時点のものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記の予測・見解等は、作成時点のものであり、予告なしに変更されます。最終ページの本資料の留意事項を必ずご確認ください。

3. 今後の見通しについて

アジア・ハイ・イールド債券市場のファンダメンタルズは良好と見えています。貿易面での米中間での緊張の高まりの影響は、中国政府による緩和的な財政・金融政策によって減じられるものと見られます。米国が中国からの輸入品に対する関税を25%まで引き上げるといったシナリオを仮定しても、中国の財政収入との比較において影響は限定的と見られます。当面、インフラ支出の増加が経済の下支えにおいて重要な役割を果たすものと考えます。短期的には、米国の利上げや米中貿易摩擦、新興国通貨安などから値動きが大きくなる可能性には注意が必要と考えますが、中長期的には、魅力的なバリュエーションや良好なファンダメンタルズなどを背景に、アジア・ハイ・イールド債券市場の堅調なパフォーマンスが期待されます。

今後も、分散投資に留意しながら、割安と判断する銘柄への投資を継続します。

4. 今後の分配金の変更について

委託会社が長期的な資産成長を鑑み基準価額水準・市況動向等を勘案して、当ファンドの分配金額を決定します。主な分配金原資は投資先外国投信から支払われる分配金となります。安定した分配の継続を図ってまいります。市場環境の変化等により分配を行わない場合もあります。

上記のデータは作成時点のものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記の予測・見解等は、作成時点のものであり、予告なしに変更されます。最終ページの本資料の留意事項を必ずご確認ください。

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1. 日本を除くアジアの企業が発行する主に米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。
 - ケイマン籍の「NNケイマン・ファンズII-NN(C)アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資を通じて、アジアの企業が発行するハイ・イールド債券に投資します。
 - 米ドル建て以外のハイ・イールド債券に投資することがあります。その場合、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
2. 主要投資対象とする投資信託証券の運用は、アジア債券の運用で実績のあるNNインベストメント・パートナーズ・シンガポール・リミテッドが行います。
3. 日本円コース(毎月分配型)と米ドルコース(毎月分配型)の2本からお選びいただけます。

日本円コース(毎月分配型)	対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
米ドルコース(毎月分配型)	対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

4. 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い分配を行います。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

(注) 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

最終ページに「本資料の留意事項」を記載しております。必ずご確認ください。

投資リスクおよびその他の留意点

基準価額の変動要因

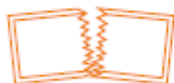
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて外貨建ての債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**なお、投資信託は預貯金とは異なります。主なリスクは、以下の通りです。

金利変動リスク



債券は市場金利の変動により価格が変動します。金利が上昇した場合には債券の価格が下落します。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額は変動します。

信用リスク



債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券の価格は変動します。債券の発行体が債務不履行になった場合には、債券の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般的に投資適格の債券に比べ発行体の業績等の悪化や景気変動等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

流動性リスク



債券等を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする債券等の流通量が少ない場合等には、最適と考えるタイミングや価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が減少、または被る損失が増加する可能性があります。

為替変動リスク



NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース(毎月分配型)

投資対象とする投資信託証券において、保有する米ドル建て資産について対円で為替ヘッジを行い為替変動の影響の低減を図りますが、完全に為替変動の影響を排除することはできません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利が米ドルの金利よりも低い場合、この金利差相当分のヘッジコストがかかります。このヘッジコストの分だけ当ファンドの収益率が低下する要因となります。

NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月分配型)

投資対象とする投資信託証券は外貨建資産を保有しますので為替変動の影響を受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク



一般に債券等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象債券等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

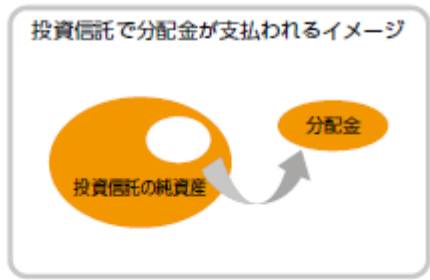
その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

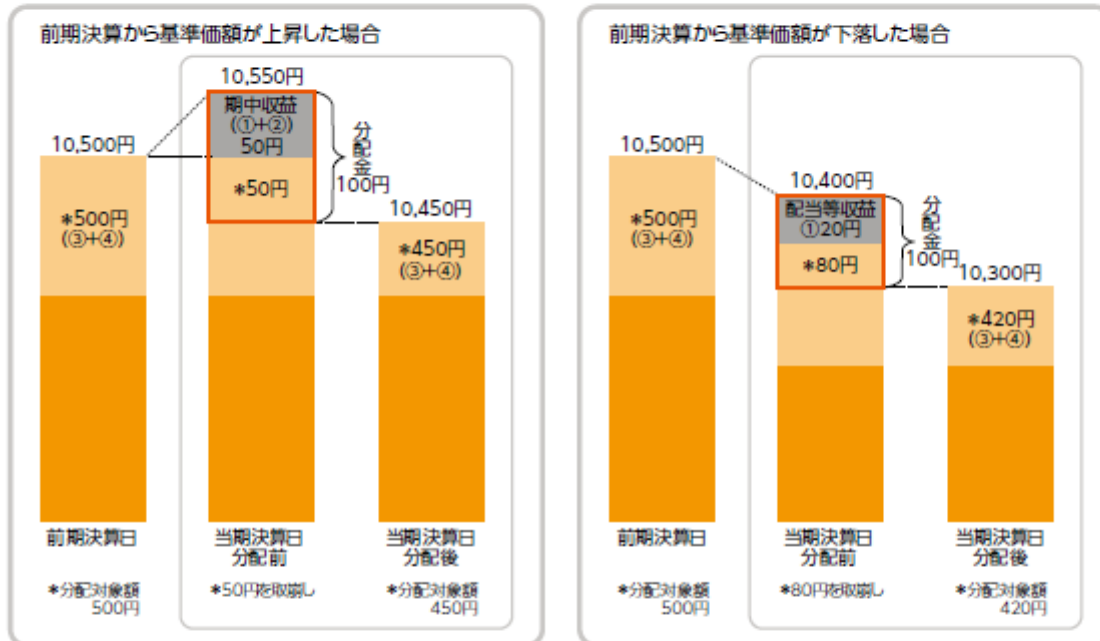
最終ページに「本資料の留意事項」を記載しております。必ずご確認ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

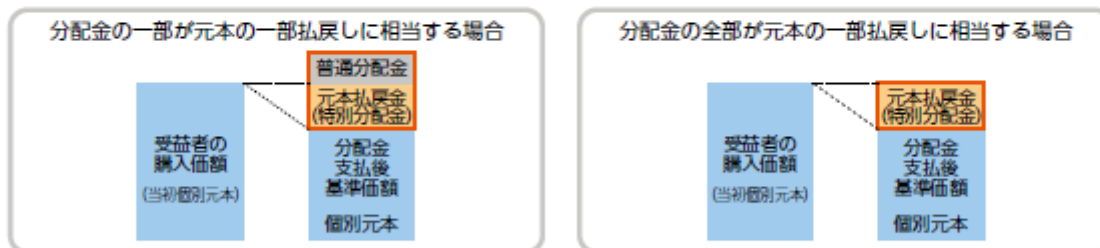


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。





※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
 また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。
普通金分配：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

最終ページに「本資料の留意事項」を記載しております。必ずご確認ください。

お申込みメモ

	購入単位	販売会社が別途定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入時 購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が別途定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を差し引いた額とします。
	換金時 換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いします。
	申込締切時間	午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込みとします。
	購入の 申込期間	2018年2月16日から2019年2月14日まで （上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
	申込不可日	シンガポールの銀行の休業日、香港の銀行の休業日、12月24日には購入・換金・スイッチングのお申込みを受け付けられないものとします。
	スイッチング	販売会社によってはファンド間のスイッチングを行うことができます。スイッチング時の手数料等、詳細は販売会社にお問い合わせください。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申 込受付の中止 および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金申込みを取り消すことができます。
	申込みについて	
	信託期間	2021年11月15日まで ※信託期間を延長することがあります。 NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース（毎月分配型）2011年12月5日設定 NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）2012年9月28日設定
	繰上償還	①当ファンドが投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には受託会社と合意のうえ、信託契約を終了し、信託を終了（繰上償還）させます。 ②次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ●信託契約の一部解約により各ファンドの受益権口数が10億口を下回った場合 ●信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ●やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては分配金が自動的に再投資されます。
	信託金額 の限度額	各ファンド500億円
	公 告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を知れている受益者に対して交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
	その他	

最終ページに「本資料の留意事項」を記載しております。必ずご確認ください。

● ファンドの費用

 購入時 購入手数料	販売会社が別途定めるものとし、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に上限 3.78% (税抜き3.5%) を乗じて得た額とします。 ※購入手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。												
 換金時 信託財産 留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。												
 保有時 運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.5444% (税抜き1.43%) ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 <配分 (税抜き) および役務の内容> <table border="1" data-bbox="494 649 1308 772"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.70%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行う対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.70%</td> <td>購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行う対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>信託財産の管理や委託会社からの運用指図の実行等を行う対価</td> </tr> </table> 投資対象とする投資信託証券の運用管理費用 年率0.3% 実質的に負担する運用管理費用の合計 年率1.8444% (税込み)程度 ※投資対象とする投資信託証券の運用管理費用の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、投資対象とする投資信託証券における取引頻度や資産規模などにより当該運用管理費用および当ファンドの実質的な運用管理費用の総額が上記料率を上回る場合があります。	委託会社	年率0.70%	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行う対価	販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行う対価	受託会社	年率0.03%	信託財産の管理や委託会社からの運用指図の実行等を行う対価			
委託会社	年率0.70%	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行う対価											
販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行う対価											
受託会社	年率0.03%	信託財産の管理や委託会社からの運用指図の実行等を行う対価											
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料は受益者の負担とし信託財産中から支払われます。また投資対象とする投資信託証券に係る以下の費用・手数料等を間接的にご負担いただきます。 ①ファンドに係る手数料等 <table border="1" data-bbox="494 1041 1308 1131"> <tr> <td>○信託事務に要する経費用(監査費用等)</td> <td>○組入有価証券の売買時の売買委託手数料</td> </tr> <tr> <td>○信託財産に関する租税</td> <td>○ファンドの借入金の利息</td> </tr> <tr> <td>○受託会社が立替えた立替金の利息</td> <td></td> </tr> </table> ②投資対象とする投資信託証券に係る手数料等 <table border="1" data-bbox="494 1176 1308 1243"> <tr> <td>○管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等</td> <td>○租税</td> </tr> <tr> <td>○組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</td> <td>○取引税</td> </tr> <tr> <td>○借入金や立替金に関する利息</td> <td></td> </tr> </table> ※その他の費用・手数料の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	○信託事務に要する経費用(監査費用等)	○組入有価証券の売買時の売買委託手数料	○信託財産に関する租税	○ファンドの借入金の利息	○受託会社が立替えた立替金の利息		○管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等	○租税	○組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料	○取引税	○借入金や立替金に関する利息	
○信託事務に要する経費用(監査費用等)	○組入有価証券の売買時の売買委託手数料												
○信託財産に関する租税	○ファンドの借入金の利息												
○受託会社が立替えた立替金の利息													
○管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等	○租税												
○組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料	○取引税												
○借入金や立替金に関する利息													

※ファンドの費用の合計額については、ご投資家の皆様はファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

最終ページに「本資料の留意事項」を記載しております。必ずご確認ください。

販売会社一覧 (50音順)

2018年8月31日現在

販売会社	登録番号	加入協会				取扱いコース		
		日本証券業協会	協日本一般 会 日本投社 資 資 顧 問 業 業 人	協金 一 会 融 般 先 社 物 団 取 法 引 人	取第 一 引二 般 業種 社 協会 金 団 会 融 法 商 品 人	日本円コース	米ドルコース	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○		○	○
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	○	○
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○				○	○
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○					○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○				○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	○	
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○				○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○	○

※○印は取扱いのコースを示しています。

本資料で使用している指数について

JPMorgan・マーケット、アジア・ハイ・イールド債券：JPMorgan Asia Credit Index-Corporate High Yield (米ドル建て)
 同指数はJ.P. Morgan・セキュリティーズ・インクが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に属します。

本資料の留意事項

本資料は、ファンドの状況や関連する状況をお知らせするためにNNインベストメント・パートナーズ株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。本資料に掲載された見解や予測は作成時における判断であり、予告なしに変更されることがあります。なお、本資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関で購入した投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。購入のお申込みの際は、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容を十分にご確認のうえ、ご自身でご判断ください。